

林木育種場さし木床灌水設備修繕工事 仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、林木育種場さし木床灌水設備修繕工事に必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 既存さし木床の付帯設備を破損しないよう留意し施工すること。

2 一般事項

- (1) 受注者は、この仕様書及び設計図書に基づき実施するものとし、詳細な部分については、発注者と受注者が協議のうえ、当該施設業務に支障がないように施工すること。
- (2) 受注者は、発注者と当該修繕工事について打ち合わせを行うこと。この際協議した事項は書面確認した場合に限り効力を有するものとする。
- (3) 修繕用原材料等は、発注者と協議し定められた場所に保管すること。
- (4) 作業を開始する際には、気象状況等に留意し事故を未然に防止すること。

3 修繕概要

- (1) さし木床灌水設備の位置は別紙 1、修繕配管、灌水設備及び育苗棚は別紙 2 に示すものとする。
- (2) 既存の育苗棚は、施工前に発注者側で撤去しておくこと。
- (3) 施工に支障となる既存のコンクリートブロックは、さし木床区域外に搬出すること。
- (4) さし木床外周にある防風用柵を破損しないよう注意して施工すること。作業機械等の出入りに支障がある場合は、別紙 6 に示す箇所を切断し一部を移動することができるものとする。これ以外の箇所の柵を移動する場合は、発注者と協議の上実施し、工事終了後は現状に復すること。

4 灌水設備

- (1) 散水ノズルは、真鍮・鋳鉄メッキ付きを用いること。
- (2) 散水ノズルは、噴霧範囲、圧力から勘案し適正な間隔に配置すること。
- (3) 散水ノズルの高さは、育苗棚の上にコンテナの高さと合わせ 30cm から 40cm の高さの樹木と（別紙 3 中の「さし付け苗位置」で示す）、60cm から 80cm の高さの樹木（別紙 3 中の「育苗位置」で示す）を置くことを想定して高さを決定すること。
- (4) 散水ノズルの立ち上りは、地中埋設する管と接続すること。
- (5) 灌水装置は別紙 4 を参考に、適正な位置に電磁弁、自動水抜き弁、ディスクフィルターを取

り付けること。

(6) 灌水制御盤は4系統以上確保すること。

(7) 地中に埋設する配管は、後日パイプハウス建設を予定（別紙6に予定範囲を示す）していることから支障のないよう、位置を考慮すること。

5 育苗棚

(1) 別紙5を参考に育苗棚を作成すること。

(2) 育苗棚の設置部はジャッキベースを取り付けること。

6 整地

(1) 別紙6に示す範囲に、防草シートの敷設、砂利（厚さ150mm）の敷き均しを行うこと。

7 完了検査

(1) 工事が完了した時は、次の項目について写真を提出すること。

ア 着手前、中間及び完成写真

イ 使用部材等写真

ウ 施工工程写真

(2) 引き渡しは当該修繕の動作確認がすべて完了し、検査員が完了を確認したうえで行うものとする。

8 その他

(1) 修繕のため不要となった配水管などは、さし木床施設から搬出し、集積すること。

(2) この仕様書によりがたい場合は、発注者担当にその事由を申し出て指示を受けること。